

第 147 号 (令和 5 年 10 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
横浜市報	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

- △ 給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則等の一部を改正する規則【総務局労務課】 3

【告示】

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 4
- △ 同【財政局税制課】 5
- △ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】 6
- △ 旅館業法施行条例第 2 条第 1 項第 7 号に基づく施設の指定の一部改正【医療局生活衛生課】 7
- △ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【環境創造局環境管理課】 10

【公告】

- △ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】 16
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 19
- △ 同【経済局商業振興課】 21
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】 23
- △ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更【環境創造局農政推進課】 24
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 25
- △ 都市公園を設置すべき区域【環境創造局公園緑地整備課】 26
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 28
- △ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 29
- △ 横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】 31
- △ 事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】 32
- △ 事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】 33
- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 34
- △ 同【建築局建築企画課】 35
- △ 建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催【建築局市街地建築課】 36
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 37
- △ 同【建築局調整区域課】 38
- △ 同【建築局調整区域課】 39
- △ 同【建築局調整区域課】 40
- △ 同【建築局調整区域課】 41
- △ 同【建築局調整区域課】 42
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 43
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 44
- △ 同【建築局建築指導課】 45
- △ 同【建築局建築指導課】 46
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 47
- △ 同【建築局建築指導課】 48
- △ 同【建築局建築指導課】 49
- △ 同【建築局建築指導課】 50

△ 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 1 期地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定【都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所】	51
△ 横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定【都市整備局上瀬谷整備推進課】	52
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	53
△ 同 【栄区地域振興課】	54
[区公告]	
△ 横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウスの指定管理者の指定【港北区福祉保健課】	55
△ 横浜市馬場地域ケアプラザの指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】	56
△ 横浜市中区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【中区福祉保健課】	57
△ 横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニティハウスの指定管理者の指定【港南区福祉保健課】	58
△ 横浜市常盤台地域ケアプラザの指定管理者の指定【保土ヶ谷区福祉保健課】	59
△ 横浜市白根地域ケアプラザの指定管理者の指定【旭区福祉保健課】	60
△ 横浜市富岡東地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【金沢区福祉保健課】	61
△ 横浜市野七里地域ケアプラザの指定管理者の指定【栄区福祉保健課】	62
△ 横浜市新橋地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【泉区福祉保健課】	63
[交通局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	64
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	65
[人事委員会]	
△ 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	67

規 則

給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 73 号

給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部改正)

第 1 条 給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則(昭和 32 年 6 月横浜市規則第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部改正)

第 2 条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則(昭和 39 年 3 月横浜市規則第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(埋立事業に係る給与支出事務の特例に関する規則の一部改正)

第 3 条 埋立事業に係る給与支出事務の特例に関する規則(昭和 32 年 7 月横浜市規則第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 540 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（令和 3 年 2 月横浜市告示第 82 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 5 月 31 日	特定非営利活動 法人 さくらんぼ	瀬谷区三ツ境 17 番地の 1	(新) 令和 2 年 1 月 1 日 から令和 10 年 3 月 31 日まで
			(旧) 令和 2 年 1 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 28 年 1 月横浜市告示第 36 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 8 月 22 日	特定非営利活動 法人 和有会	緑区寺山町 10 7 番地の 7	(新) 平成 27 年 8 月 20 日 から令和 10 年 8 月 15 日まで
			(旧) 平成 27 年 8 月 20 日 から平成 35 年 8 月 15 日まで

横浜市告示第 541 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 25 年 2 月横浜市告示第 64 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 8 月 24 日	特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	中区黄金町 1 丁目 4 番地先	(新) 平成 24 年 11 月 16 日から令和 10 年 6 月 30 日まで
			(旧) 平成 24 年 11 月 16 日から令和 5 年 6 月 30 日まで

横 浜 市 告 示 第 542 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業
者 の 廃 止

介 護 保 険 法 (平 成 9 年 法 律 第 123 号) 第 75 条 第 2 項 及 び 第 115 条
の 5 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護
予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 か ら 廃 止 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
株 式 会 社 ネ ク サ ス ケ ア	ネ ク サ ス コ ー ト 本 郷 台	栄 区 飯 島 町 1,382 番 地	令 和 5 年 9 月 30 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 、 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

横浜市告示第 543 号

旅館業法施行条例第 2 条第 1 項第 7 号に基づく施設の指定の一部改正

旅館業法施行条例第 2 条第 1 項第 7 号に基づく施設の指定（平成 25 年 4 月横浜市告示第 357 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

表中

「

平成 29 年 1 月 1 日	鶴見区スポーツ広 場	鶴見区大黒町 18 番の 18	同
平成 25 年 4 月 1 日	大黒ふ頭中央公園	鶴見区大黒ふ頭 1 番	同

」

を

「

同	大黒ふ頭中央公園	鶴見区大黒ふ頭 1 番	同
---	----------	-------------	---

」

に、

「

同	足洗川子どもの遊 び場	神奈川区入江一丁目 4 番	同
同	星野橋子どもの遊 び場	神奈川区神奈川二丁 目 5 番の 4	同

」

を

「

同	足洗川子どもの遊 び場	神奈川区入江一丁目 4 番	同
---	----------------	------------------	---

」

に、

「

同	横浜文化体育館	中区不老町 2 丁目 7 番地	同
同	横浜市上台集会所	中区本郷町 2 丁目 50 番地	同

」

を

「

令和 5 年 10 月 1 日	横浜 B U N T A I	中区不老町 2 丁目 7 番地の 1	同
平成 25 年 4 月 1 日	横浜市上台集会所	中区本郷町 2 丁目 50 番地	同

に、
「

平成 25 年 4 月 1 日	最戸子どもの遊び場	港南区最戸一丁目 14 番	同
同	関町内会子どもの遊び場	港南区笹下二丁目 4 番	同

を
「

平成 25 年 4 月 1 日	関町内会子どもの遊び場	港南区笹下二丁目 4 番	同
--------------------	-------------	-----------------	---

に、
「

同	都岡スポーツ広場	旭区都岡町 95 番の 10 ほか	同
同	鶴ヶ峰住宅広場子どもの遊び場	旭区鶴ヶ峰一丁目 53 番の 4	同
同	鶴ヶ峰児童遊園地子どもの遊び場	旭区鶴ヶ峰二丁目 29 番の 10 ほか	同
同	旭ヶ丘子どもの遊び場	旭区鶴ヶ峰二丁目 71 番の 2 ほか	同

を
「

同	都岡スポーツ広場	旭区都岡町 88 番の 2 ほか	同
同	鶴ヶ峰住宅広場子どもの遊び場	旭区鶴ヶ峰一丁目 53 番の 4	同

に、
「

平成 29 年 1 月 1 日	湘南八景シルバー健康広場	金沢区東朝比奈二丁目 22 番	同
--------------------	--------------	-----------------	---

同	朝比奈青少年広場	金沢区東朝比奈三丁目 2 番	同
---	----------	----------------	---

を
「

平成 29 年 1 月 1 日	朝比奈青少年広場	金沢区東朝比奈三丁目 2 番	同
--------------------	----------	----------------	---

に、
「

同	下和泉住宅子ども の遊び場	泉区下和泉三丁目 10 番の 4 ほか	同
---	------------------	------------------------	---

を
「

同	下和泉住宅子ども の遊び場	泉区下和泉三丁目 61 5 番の 79 ほか	同
---	------------------	---------------------------	---

に改める。

横浜市告示第 544 号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成 17 年 2 月横浜市告示第 56 号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

表中

「

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）	第 7 条	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所事業開始等届出
	第 8 条第 2 項	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る変更完了届出
	第 8 条第 3 項	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る変更計画中止届出
	第 10 条に規定する届出のうち、第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の変更	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る変更届出
	第 11 条第 3 項	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る地位承継届出
	第 33 条	令和 4 年 7 月 25 日	騒音測定結果報告
	第 33 条	令和 4 年 7 月 25 日	振動測定結果報告
	第 55 条第 1 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業開始届出
	第 55 条第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る変更計画届出
	第 55 条第 3 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る変更届出
	第 55 条第 4 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る廃止等届出
	第 56 条第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る地位承継届出
第 69 条の 5 第	令和 4 年	搬出条例汚染土壌	

6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）	1 月 14 日	の運搬／処理状況確認届出
第 74 条第 1 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取開始届出
第 75 条第 2 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る変更完了届出
第 75 条第 3 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る変更計画中止届出
第 76 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る変更届出
第 77 条第 3 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る地位承継届出
第 78 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る廃止届出
第 81 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取量及び水位測定結果報告
第 86 条第 1 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設設置届出
第 86 条第 2 項	令和 4 年 1 月 14 日	特定小規模施設に係る承継届出
第 87 条第 1 項 又は第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設に係る変更届出
第 88 条	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設廃止届出
第 92 条第 1 項 又は第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	石綿排出作業開始届出
第 94 条	令和 4 年 7 月 25 日	石綿排出作業完了届出
第 105 条	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水届出
第 106 条第 1 項 又は第 2 項	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水変更届出
第 107 条	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水完了届出
第 111 条	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業開始届出
第 112 条第 1 項 又は第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業に係る変更届出

	第 113 条	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業に係る中 止届出
	第 120 条	令和 3 年 2 月 25 日	掘削作業完了届出
	第 124 条第 2 項	令和 3 年 2 月 25 日	小規模揚水施設に 係る承継届出
	第 127 条	令和 3 年 2 月 25 日	小規模揚水施設廃 止届出
	第 144 条の 3	令和 4 年 1 月 14 日	地球温暖化対策事 業者非該当届出
	第 146 条の 2	令和 4 年 1 月 14 日	再生可能エネルギ ー利用設備導入検 討報告
	第 146 条の 8	令和 4 年 1 月 14 日	特定電気供給事業 者非該当届出
	附則第 9 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業既設届出
	附則第 17 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設既 設届出
	附則第 23 項	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業使用届出
横浜市生活環境 の保全等に関する 条例施行規則 (平成 15 年 3 月 横浜市規則第 17 号)	第 59 条の 2 第 2 項ただし書	令和 4 年 1 月 14 日	条例土壌汚染状況 調査結果報告期限 延長申請
	第 59 条の 3 第 5 項	令和 4 年 1 月 14 日	条例土壌汚染状況 調査猶予に係る地 位の承継届出

を
「

横浜市生活環境 の保全等に関する 条例(平成 14 年 12 月横浜市条 例第 58 号)	第 3 条第 1 項	令和 5 年 10 月 5 日	指定事業所設置許 可申請
	第 7 条	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所事業開 始等届出
	第 8 条第 1 項	令和 5 年 10 月 5 日	指定事業所に係る 変更許可申請
	第 8 条第 2 項	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る 変更完了届出
	第 8 条第 3 項	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る 変更計画中止届出

第 10 条	令和 5 年 10 月 5 日	指定事業所に係る 変更届出
第 11 条 第 3 項	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る 地位承継届出
第 12 条	令和 5 年 10 月 5 日	指定事業所廃止等 届出
第 15 条 第 2 項	令和 5 年 10 月 5 日	指定事業所現況届 出
第 18 条 第 2 項	令和 5 年 10 月 5 日	環境管理事業所認 定申請
第 21 条 第 1 項	令和 5 年 10 月 5 日	環境管理事業所に 係る変更届出
第 33 条	令和 4 年 7 月 25 日	騒音測定結果報告
第 33 条	令和 4 年 7 月 25 日	振動測定結果報告
第 55 条 第 1 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業開始届出
第 55 条 第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る変 更計画届出
第 55 条 第 3 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る変 更届出
第 55 条 第 4 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る廃 止等届出
第 56 条 第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る地 位承継届出
第 69 条 の 5 第 6 項（同条第 9 項において 準用する場合 を含む。）	令和 4 年 1 月 14 日	搬出条例汚染土壌 の運搬／処理状況 確認届出
第 74 条 第 1 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取開始届 出
第 75 条 第 2 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る 変更完了届出
第 75 条 第 3 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る 変更計画中止届出
第 76 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る 変更届出
第 77 条 第 3 項	令和 3 年	地下水採取に係る

	2 月 25 日	地位承継届出
第 78 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る 廃止届出
第 81 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取量及び 水位測定結果報告
第 86 条 第 1 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設設 置届出
第 86 条 第 2 項	令和 4 年 1 月 14 日	特定小規模施設に 係る承継届出
第 87 条 第 1 項 又は第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設に 係る変更届出
第 88 条	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設廃 止届出
第 92 条 第 1 項 又は第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	石綿排出作業開始 届出
第 94 条	令和 4 年 7 月 25 日	石綿排出作業完了 届出
第 99 条 第 1 項 又は第 2 項	令和 5 年 10 月 5 日	焼却施設解体工事 開始届出
第 100 条	令和 5 年 10 月 5 日	焼却施設解体工事 完了届出
第 105 条	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水届出
第 106 条 第 1 項又は第 2 項	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水変更届出
第 107 条	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水完了届出
第 111 条	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業開始届出
第 112 条 第 1 項又は第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業に係る変 更届出
第 113 条	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業に係る中 止届出
第 120 条	令和 3 年 2 月 25 日	掘削作業完了届出
第 124 条 第 2 項	令和 3 年 2 月 25 日	小規模揚水施設に 係る承継届出
第 127 条	令和 3 年 2 月 25 日	小規模揚水施設廃 止届出

	第 144 条 第 1 項及び第 144 条の 4 第 1 項	令和 5 年 10 月 5 日	地球温暖化対策計画届出
	第 144 条 第 2 項及び第 144 条の 4 第 2 項	令和 5 年 10 月 5 日	地球温暖化対策実施状況報告届出
	第 144 条の 3	令和 4 年 1 月 14 日	地球温暖化対策事業者非該当届出
	第 146 条の 2	令和 4 年 1 月 14 日	再生可能エネルギー利用設備導入検討報告
	第 146 条の 7 第 1 項及び第 2 項	令和 5 年 10 月 5 日	低炭素電気普及促進計画兼報告届出
	第 146 条の 8	令和 4 年 1 月 14 日	特定電気供給事業者非該当届出
	附則第 9 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業既設届出
	附則第 17 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設既設届出
	附則第 23 項	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業使用届出
横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）	第 59 条の 2 第 2 項ただし書	令和 4 年 1 月 14 日	条例土壌汚染状況調査結果報告期限延長申請
	第 59 条の 3 第 5 項	令和 4 年 1 月 14 日	条例土壌汚染状況調査猶予に係る地位の承継届出

に改める。

公告

横浜市公告第 567 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 5 年 10 月 5 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 近 野 真 一

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件 番号	土 地 の 所 在	地 目	地 積 (m ²)
2810	鶴見区小野町 14 番の 68	宅地	31.20
2811	鶴見区小野町 14 番の 287	宅地	71.07
2812	鶴見区小野町 14 番の 294	宅地	35.14
2813	神奈川区菅田町字利倉 1,531 番の 1 ほか	山林 宅地	464.60 (463.27)
2814	西区西戸部町三丁目 280 番の 57	宅地	54.61
2815	中区山手町 166 番の 3	宅地	185.25
2816	保土ヶ谷区岩井町 94 番の 9 ほか	宅地	388.41
2817	保土ヶ谷区岩崎町 113 番の 3 ほか	宅地 山林	490.84 (490.84)
2818	港北区日吉二丁目 261 番の 25 ほか	宅地	197.95
2819	緑区青砥町字山ノ下 839 番の 2 ほか	雑種地	372.21 (371.12)
2820	戸塚区柏尾町字孫之台 1,118 番の 7	宅地	198.12
2821	戸塚区上柏尾町字台 215 番の 3 ほか	宅地 山林	1,701.35 (1,701.19)
2822	戸塚区戸塚町字五ノ区 719 番の 48	宅地	296.58
2823	戸塚区原宿二丁目 706 番の 3	雑種地	169.10 (169)
2824	栄区本郷台二丁目 2,419 番の 3	宅地	180.21
2825	泉区新橋町 34 番の 1 ほか	宅地	793.79

地積欄は、登記記録上の面積

ただし、物件番号 2813、2817、2819、2821、2823 番は地積測量図面積、() 内が登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号	2810 番	6,490,000 円
物件番号	2811 番	14,010,000 円
物件番号	2812 番	7,190,000 円
物件番号	2813 番	39,640,000 円
物件番号	2814 番	10,270,000 円
物件番号	2815 番	72,400,000 円
物件番号	2816 番	32,940,000 円
物件番号	2817 番	18,660,000 円
物件番号	2818 番	57,250,000 円
物件番号	2819 番	60,860,000 円
物件番号	2820 番	19,160,000 円
物件番号	2821 番	23,310,000 円
物件番号	2822 番	33,070,000 円
物件番号	2823 番	3,440,000 円
物件番号	2824 番	36,700,000 円
物件番号	2825 番	114,310,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条又は第 7 条に該当しない者であること。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 5 年 10 月 5 日から令和 5 年 11 月 13 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ

マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課ほか
電話 045(671)2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 5 年 10 月 30 日から令和 5 年 11 月 13 日まで必着

(2) 受付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和 5 年 12 月 4 日まで

書留郵便で必着

(宛先) 中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファ
シリティマネジメント推進部ファシリティマネジメ
ント推進課

(2) 開札

令和 5 年 12 月 7 日

(所在) 中区本町 6 丁目 50 番地の 10

(会場名) 横浜市役所会議室 みなと 1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、横浜市
が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付し
なければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第 8 条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 568 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

翠松ビル

港北区樽町三丁目 12 番 25 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社翠松

代表取締役 松本昇平

港北区樽町三丁目 10 番 40 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	有限会社翠松 代表取締役 松本博雄 港北区樽町三丁目 10 番 40 号	有限会社翠松 代表取締役 松本昇平 港北区樽町三丁目 10 番 40 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 松下展千 相模原市南区古淵 2 丁目 14 番 20 号	ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 堀内康隆 相模原市南区古淵 2 丁目 14 番 20 号

(4) 変更の年月日

平成 29 年 12 月 31 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 5 年 9 月 11 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 569 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

権太坂スクエア

保土ヶ谷区権太坂三丁目 1 番 3 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱 H C キヤピタル株式会社

代表取締役 久井大樹

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三菱 H C キヤピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号	三菱 H C キヤピタル株式会社 代表取締役 久井大樹 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	サミット株式会社 代表取締役 田尻一 東京都杉並区永福 3 丁目 57 番 14 号 ほか 2 者	サミット株式会社 代表取締役 服部哲也 東京都杉並区永福 3 丁目 57 番 14 号 ほか 3 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 5 年 9 月 14 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 570 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和元年 9 月横浜市公告第 271 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
戸塚区上倉田町字堀内前 79 番の 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

横 浜 市 公 告 第 571 号

農 業 経 営 基 盤 の 強 化 の 促 進 に 関 す る 基 本 的 な 構 想 の 変 更
農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 (昭 和 55 年 法 律 第 65 号) 第 6 条 第 5 項 の
規 定 に よ り 、 令 和 5 年 8 月 29 日 に 神 奈 川 県 知 事 の 同 意 を 得 て 農 業 経
営 基 盤 の 強 化 の 促 進 に 関 す る 基 本 的 な 構 想 を 変 更 し た の で 、 次 の と
お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 環 境 創 造 局 農 政 部 農 政 推 進 課
都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号
横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 17 号
横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

横 浜 市 公 告 第 572 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
踊 場 公 園	戸 塚 区 汲 沢 八 丁 目 11 番	別 図 の と お り	11,476 m ²	10,889 m ²	令 和 5 年 10 月 5 日

別 図 (省 略)

横浜市公告第 573 号

都市公園を設置すべき区域

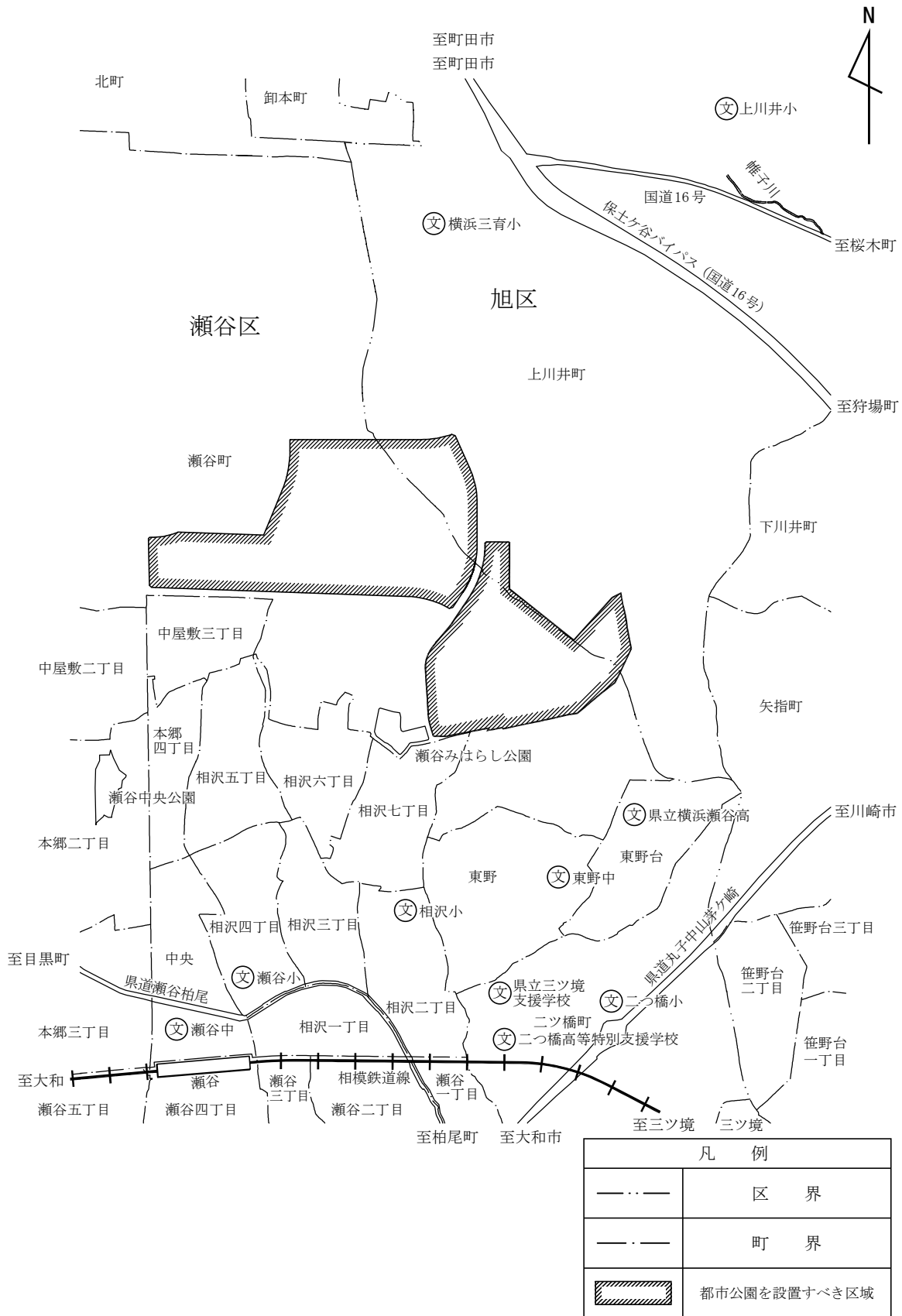
都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 33 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり都市公園を設置すべき区域を決定する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市公園を設置すべき区域
瀬谷区瀬谷町 7,449 番の 5 の一部ほか
- 2 面積
約 650,000 m²
- 3 区域図
別図のとおり

別図 都市公園を設置すべき区域図



横浜市公告第 574 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
00870	株式会社竹内 商会	神奈川県松本 町 4 丁目 29 番 地の 1	令和 5 年 9 月 30 日

横浜市公告第575号

横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和5年10月5日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

港北区樽町一丁目地内

(2) 削除する部分

鶴見区上の宮二丁目地内、保土ヶ谷区岩井町及び坂本町地内、旭区今宿二丁目地内、都筑区牛久保西四丁目及び荏田東三丁目地内、瀬谷区阿久和東二丁目地内

(3) 変更する部分

鶴見区北寺尾七丁目、駒岡四丁目及び馬場六丁目地内、神奈川区羽沢町地内、港南区下永谷六丁目地内、保土ヶ谷区仏向町地内、旭区鶴ヶ峰一丁目、中希望が丘、西川島町、東希望が丘、二俣川1丁目、本宿町及び本村町地内、磯子区上中里町地内、金沢区富岡東三丁目地内、港北区新吉田東一丁目、日吉本町五丁目及び大豆戸町地内、緑区青砥町、いぶき野、鴨居三丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、寺山町及び新治町地内、青葉区あかね台一丁目、あざみ野南一丁目、あざみ野南三丁目、あざみ野南四丁目、美しが丘西二丁目、荏田北三丁目、荏田西三丁目、荏田西四丁目、大場町及び新石川二丁目地内、都筑区牛久保二丁目、牛久保西二丁目、牛久保東一丁目、荏田東一丁目、荏田東二丁目、荏田南五丁目、川向町、中川一丁目及び平台地内、戸塚区秋葉町、柏尾町、上矢部町、東俣野町、深谷町及び矢部町地内、栄区飯島町、上郷町、公田町及び中野町地内、泉区和泉が丘一丁目、和泉中央北二丁目、新橋町及び中田南二丁目地内、瀬谷区相沢五丁目、相沢六丁目、阿久和東一丁目、北新郷、下瀬谷二丁目、中屋敷一丁目、二ツ橋町、本郷一丁目、本郷四丁目、宮沢二丁目及び目黒町地内

3 縦覧期間

令和5年10月5日から令和5年10月19日まで

- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課

横 浜 市 公 告 第 576 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 事 業 予 定 地 の 指 定

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 に 係 る 土 地 の 一 部 を 次 の と お り 事 業 予
定 地 と し て 指 定 す る 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 公 衆 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 施 設 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路
3 ・ 2 ・ 1 号 横 浜 藤 沢 線 (下 倉 田 ・ 本 郷 台 地 区)
- 2 指 定 に 係 る 土 地 の 区 域
戸 塚 区 下 倉 田 町 字 原 1,474 番 の 162 及 び 1,474 番 の 163

横 浜 市 公 告 第 577 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 55 条第 1 項の規定により
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として
指定されたことに伴い、同法第 56 条第 1 項の規定による土地の買取
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横 浜 市 長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域
戸塚区下倉田町字原 1,474 番の 162 及び 1,474 番の 163
- 3 都市計画施設の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・2・1 号横浜藤沢線（下倉田・本郷台地区）

横 浜 市 公 告 第 578 号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 55 条第 1 項の規定により
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として
指定されたことに伴い、同法第 57 条第 2 項本文の規定による土地の
有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横 浜 市 長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域
戸塚区下倉田町字原 1,474 番の 162 及び 1,474 番の 163
- 3 都市計画施設の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・2・1 号横浜藤沢線（下倉田・本郷台地区）

横 浜 市 公 告 第 579 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 三 井 杉 田 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 580 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 郷 和 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 581 号

建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催

株式会社スズキ自販神奈川代表取締役社長田中章泰から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 7 項ただし書きの規定に基づく建築許可申請があったので、同条第 15 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、令和 5 年 10 月 11 日までに横浜市建築局建築指導部市街地建築課に申し出なければならない。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 建築物の建築の計画

(1) 申請地

戸塚区影取町 1,759 番の 9

(2) 許可対象用途

自動車修理工場

作業場の床面積 299.75 m²（計画） > 150 m²（基準）

(3) 敷地面積

4,175.27 m²

(4) 建築物の概要

建築面積 2,310.54 m²

延べ面積 2,378.85 m²

構造 鉄骨造

階数 地上 2 階建て

用途 自動車修理工場、物販店舗

高さ 9.7 m

2 公開による意見の聴取の日時

令和 5 年 11 月 6 日 午後 7 時

3 公開による意見の聴取場所

戸塚区影取町 88 番地

影取会館

横 浜 市 公 告 第 582 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 11 月 10 日 第 2022 開 1113 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 西 神 奈 川 二 丁 目 9 番 地 の 12
ツ ク ミ エ ス テ ー ト 株 式 会 社
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 新 吉 田 町 5,574 番 の 55 及 び 5,574 番 の 58

横 浜 市 公 告 第 583 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 2 月 3 日 第 2022 開 813 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
相 模 原 市 緑 区 橋 本 3 丁 目 11 番 8 号
株 式 会 社 イ ー カ ム
代 表 取 締 役 角 田 満
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 中 白 根 一 丁 目 1,359 番 の 46 及 び 1,359 番 の 117 から 1,359
番 の 129 ま で

横 浜 市 公 告 第 584 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 2 月 9 日 第 2022 開 1719 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 美 し が 丘 五 丁 目 24 番 地 の 3
吉 村 健 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 美 し が 丘 五 丁 目 24 番 の 3 及 び 24 番 の 4 の 各 一 部 並 び に 24
番 の 50 から 24 番 の 53 ま で

横 浜 市 公 告 第 585 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 2 月 16 日 第 2022 開 1123 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 篠 原 東 二 丁 目 6 番 5 号
峯 岸 益 代
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 篠 原 東 一 丁 目 842 番 の 9 及 び 842 番 の 10

横 浜 市 公 告 第 586 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 4 月 7 日 第 2022 開 1125 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 町 6,183 番 地 の 1
拓 陵 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 橋 本 正 和
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 新 吉 田 東 六 丁 目 2,056 番 の 1 か ら 2,056 番 の 17 ま で

横浜市公告第 587 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 5 月 11 日 第 2023 開 1601 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県鶴屋町 1 丁目 7 番地の 12
株式会社ハウプラン
代表取締役 鈴木賢広
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
泉区和泉が丘一丁目 1,943 番の 1 の一部、1,943 番の 2 から 1,943 番の 8 まで及び 1,944 番の 8

横浜市公告第 588 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 15 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 9 月 19 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
16.70 m
- 5 指定の場所
戸塚区下倉田町 753 番の 24 の一部並びに栄区長沼町 150 番の 1
、 153 番の 2 の一部及び 868 番の 40 の一部
- 6 申請者の氏名
つくみ住研株式会社
代表取締役 大川 義 弘

横浜市公告第 589 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 33・24 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 9 月 13 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
94.80 m
- 5 廃止の場所
港北区大倉山三丁目 308 番の 25 地先から 312 番の 6 地先まで

横浜市公告第 590 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 37・84 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 9 月 25 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
170.50 m
- 5 廃止の場所
港北区大倉山三丁目 546 番の 2 地先から 546 番の 30 地先まで

横 浜 市 公 告 第 591 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 53 ・ 11 ・ 4 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 9 月 13 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
44.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
港 北 区 下 田 町 五 丁 目 94 番 の 6 地 先 か ら 94 番 の 10 地 先 ま で

横浜市公告第 592 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 40・25 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 9 月 26 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
8.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
70.20 m
- 5 廃止の場所
保土ヶ谷区権太坂三丁目 409 番の 2 地先

横浜市公告第 593 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 32・78 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 9 月 20 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m 及び 6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
115.50 m
- 5 廃止の場所
金沢区富岡西四丁目 2,825 番の 38 地先から 2,825 番の 122 地先
まで及び 2,825 番の 161 地先から 2,825 番の 259 地先まで

横 浜 市 公 告 第 594 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 9 月 15 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

44.61 m

4 廃 止 の 場 所

港 北 区 大 倉 山 二 丁 目 432 番 の 1 及 び 428 番 の 1 、 429 番 、 430
番 、 431 番 の 1 、 431 番 の 2 、 431 番 の 4 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 595 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 9 月 15 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

22.40 m

4 廃 止 の 場 所

港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 2,370 番 、 2,371 番 の 4 、 2,379 番 の 1
、 2,379 番 の 2 の 各 一 部

横浜市公告第596号

横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道
地区第1期地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定

横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1
期地区土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

その関係図書は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55
条第10項の規定により、横浜市都市整備局市街地整備部二ツ橋北部
土地区画整理事務所において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 土地区画整理事業の名称
横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第
1期地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
横浜市
- 3 施行地区
瀬谷区二ツ橋町及び東野の各一部
- 4 事業施行期間
平成27年8月25日から令和14年3月31日まで
- 5 事務所の所在地
瀬谷区二ツ橋町467番地の23
- 6 事業計画の決定の年月日
平成27年8月25日
- 7 事業計画変更年月日
令和5年10月5日
- 8 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日
及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す
る休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

横浜市公告第 597 号

横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定

横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

その関係図書は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 10 項の規定により、横浜市都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 土地区画整理事業の名称
横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
横浜市
- 3 施行地区
旭区上川井町の一部並びに瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目の各一部
- 4 事業施行期間
令和 4 年 10 月 5 日から令和 21 年 3 月 31 日まで
- 5 事務所の所在地
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 6 事業計画の決定の年月日
令和 4 年 10 月 5 日
- 7 事業計画変更年月日
令和 5 年 10 月 5 日
- 8 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

区 告 示

金 沢 区 告 示 第 15 号 (令 和 5 年 9 月 19 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 阿 王 ヶ 台 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た
。

令 和 5 年 9 月 19 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	額 賀 澄 子 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 45 番 15 号	難 波 昌 子 金 沢 区 釜 利 谷 東 四 丁 目 18 番 10 号

栄区告示第 26 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、みどりが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大 井 義 之 栄区東上郷町 50 番 10 号	菅 野 幸 太 郎 栄区東上郷町 15 番 9 号

区 公 告

港北区公告第 176 号（令和 5 年 9 月 26 日 掲 示 済）

横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティ
ハウスの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に
基づき、横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハ
ウスの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 5 年 9 月 26 日

横浜市港北区長 漆 原 順 一

指定管理者		指定の期間
所在地	名 称	
港北区新吉 田町 6,001 番地の 6	社会福祉法人横浜 共生会 理事長 村 松 紀美枝	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

鶴見区公告第 185 号

横浜市馬場地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市馬場地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
旭区下川井町 360 番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻井 大	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

中区公告第 215 号

横浜市中区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市中区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市中区長 小林 英 二

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市中区 福祉保健活 動拠点	中区山下町 2 番地	社会福祉法人横浜 市中区社会福祉協 議会 会長 松 澤 秀 夫	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

港南区公告第 103 号

横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前
コミュニティハウスの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に
基づき、横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コ
ミュニティハウスの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市港南区長 栗原 敏也

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
港南区下永 谷四丁目 21 番 10 号	社会福祉法人同塵 会 理事長 松井住仁	横浜市上永谷駅前地域 ケアプラザ及び横浜市 上永谷駅前コミュニテ ィハウスの供用開始の 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

保土ヶ谷区公告第 153 号

横浜市常盤台地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市常盤台地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市常盤台地域ケアプラザ	保土ヶ谷区常盤台 75 番 1 号	社会福祉法人なでしこ会 理事長 佐 瀬 一 裕	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで

旭区公告第 180 号

横浜市白根地域ケアプラザの指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に
 基づき、横浜市白根地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を
 指定した。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
旭区下川井 町 360 番地	社会福祉法人秀峰 会 理 事 長 櫻 井 大	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日 まで

金沢区公告第 114 号

横浜市富岡東地域ケアプラザ等の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に
 基づき、横浜市富岡東地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の
 者を指定した。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市金沢区長 永井京子

名 称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名 称	
横浜市富岡東地域ケアプラザ	神奈川県羽沢町 550 番地の 1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹 田 一 雄	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
横浜市柳町地域ケアプラザ	金沢区釜利谷南二丁目 8 番 1 号	社会福祉法人すみなす会 理事長 村 上 友 利	同

栄区公告第 61 号

横浜市野七里地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市野七里地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
栄区公田町 1,020 番地 の 5	社会福祉法人伸こ う福祉会 理事長 高 田 益 江	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

泉区公告第 114 号

横浜市新橋地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市新橋地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市泉区長 山口 賢

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市新橋地域ケアプラザ	泉区中田西一丁目 11 番 2 号	社会福祉法人開く会 理事長 鈴木正明	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
横浜市岡津地域ケアプラザ	泉区上飯田町 2,083 番地の 1	社会福祉法人誠幸会 理事長 鈴木太郎	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

交通局

交通局公告第 6 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 5 年 9 月 15 日懲戒処分に付した。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	小 椋 敦	戒 告
自動車本部港南営業所	運輸職員	秦 等	戒 告
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	松 永 敏 紀	戒 告
自動車本部浅間町営業所	運輸職員	佐 藤 裕 一	戒 告
自動車本部若葉台営業所	運輸職員	小 此 木 征 人	戒 告
自動車本部浅間町営業所	運輸職員	吉 田 直 行	戒 告

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 16 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市選挙管理委員会

50 分の 1 の数	62,803 人
6 分の 1 の数	523,353 人
3 分の 1 の数	1,046,706 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	80,021 人
神奈川区	68,223 人
西区	29,085 人
中区	40,391 人
南区	55,813 人
港南区	60,826 人
保土ヶ谷区	57,409 人
旭区	69,052 人
磯子区	46,352 人
金沢区	55,323 人
港北区	99,144 人
緑区	50,354 人
青葉区	86,141 人
都筑区	58,272 人
戸塚区	78,405 人
栄区	34,599 人
泉区	42,780 人
瀬谷区	34,522 人
総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得	

た 数

492,515 人

人事委員会

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 5 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 13 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 36 年 5 月横浜市人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。